

■旅費規程

第1条〔目的〕

本規程は、「B3リーグ規約」第68条に基づき、選手、ヘッドコーチ、コーチおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

(1) 公式試合におけるB3リーグに所属するクラブの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

① 人員数は20名（役員およびチームスタッフ8名、選手12名）を上限とする

② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする

ただし、

イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする

ロ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める

ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める

③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金10,000円（税抜）以下とする

ただし、

イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときを除く

ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の一泊分の宿泊を認める

(2) 前項の交通費・宿泊費の負担は、次の各号のとおりとする。

① B3リーグ規約第45条第2項にて定められた日にホームクラブの活動区域内で試合が開催される場合は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するB3クラブが負担する

② ホームクラブの責に帰すべき事由により、前号以外の日又は場所で試合が開催される場合であり、かつ、そのことにより、前号の日及び場所で試合が開催される場合と比べて、交通費・宿泊費の実費額が増加した場合は、その増加分をホームクラブが負担する

③ 前2号のいずれの事由にもよらない場合は、理事会にてその負担先を決定する

(3) 前項の規定にかかわらず、第1項から第3項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、B3リーグは理事会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第3条〔審判員の交通費・宿泊費〕

(1) 公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりB3リーグが支給する。

① 宿泊費は、試合前の1泊分として金10,000円（税抜）以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときを除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、実費精算とする。ただし、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認めないが、不可避の場合はこの限りではない

(2) B3リーグ規約第4章第3節における非公式有料試合の審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

第4条 [ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加]

(1) B3クラブのヘッドコーチおよびコーチ等が、B3リーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により B3リーグが支給する。

- ① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が 500km 以上の場合は、航空機の利用を認めることがある
- ② 宿泊費は、1泊につき金 10,000 円（税抜）以下とする

第5条 [選手の行事参加]

選手が、B3リーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第2項に定める基準により、B3リーグが支給する。

第6条 [団体割引等の適用]

第2条から前条までを適用するにあたって、交通費について団体割引及び往復割引の適用が可能である場合には、それらを適用して交通費を算出するものとする。

第7条 [協会の規程の準用]

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第8条 [改 正]

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条 [施 行]

本規程は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。

[改 定]

令和 元 年 6 月 13 日

令和 元 年 8 月 29 日